

<一般委託>

南伐開清掃・樹木剪定業務委託(一般委託)仕様書

南伐開清掃・樹木剪定業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	横須賀市上下水道局が管理する公共下水道敷を正常な状態で維持管理するため、適正かつ計画的な清掃業務を委託するものである。
2	履行期間	契約日から令和5年3月24日まで
3	施行場所	横須賀市公共下水道供用開始区域（久里浜、浦賀、北下浦、西行政センター管内）
4	業務内容	伐開清掃業務 36,000 m ² 堆積塵芥収集業務 5 m ³ 樹木剪定業務 5 本 樹木伐採業務 16 本 樹木発生材処理業務 2,000 kg 防草シート設置業務 100 m ² （注 この数量は予定であり、発注量を保証するものではありません。）
5	特記事項	「南伐開清掃・樹木剪定業務委託特記仕様書」「産業廃棄物処理作業（混合廃棄物）特記仕様書」のとおり
6	関係法規	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1) 産業廃棄物収集運搬業の許可（廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類） （神奈川県知事、あるいは横須賀市長の許可）
8	契約方法	単価による業務委託契約（一般委託）：単位は別紙特記仕様書のとおり
9	支払方法	本件は各月末締めをもって受託者の請求により精算する。 各単価に数量を乗じた金額は、円未満切捨てとする。 消費税として精算額に、その税率相当額を加算（円未満の端数切捨て）するものとする。
10	業務委託成績評定	対象 ・ 非対象
11	現場代理人の配置	必要 ・ 不要
12	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
13	監督員連絡先	横須賀市上下水道局 技術部 下水道管渠課 渡部 貴広 電話 046-822-8396

<指示又は希望事項>

グリーン物品購入及び環境配慮関係	<ul style="list-style-type: none"> この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 （上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照） 本市は、独自の環境マネジメントシステム（YES）により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。
------------------	--

南伐開清掃・樹木剪定業務委託

作業名	予定数量	単 位	(税抜き：円)	
			上限単価	契約単価
伐開清掃業務	36,000	m ²	223	
堆積塵芥収集業務	5	m ³	14,695	
樹木剪定業務	5	本	14,560	
樹木伐採業務(切倒し)	14	本	2,554	
樹木伐採業務(吊し切り)	2	本	75,555	
樹木発生材処理業務	2,000	kg	25	
防草シート設置業務(平面部)	50	m ²	2,420	
防草シート設置業務(法面部)	50	m ²	2,687	

※契約単価は、各項目ごとに定めた上限単価以下とすること
 ※予定数量に単価を乗じた金額の合計額を入札金額とすること
 ※契約単価は、契約者が記入する。

南伐開清掃・樹木剪定業務委託 特記仕様書

1 委託目的

本委託は横須賀市上下水道局が管理する市内公共下水道供用開始区域内の久里浜、浦賀、北下浦、西行政センター管内での水路敷、雨水調整池敷地などの機能を正常な状態に保つため、伐開清掃、塵芥収集及び樹木剪定・伐採を行うものである。

2 契約項目

次に掲げる清掃作業について、それぞれ単価で契約する。

(1) 伐開清掃業務	1 m ² あたり
(2) 堆積塵芥収集業務	1 m ³ あたり
(3) 樹木剪定業務	1 本あたり
(4) 樹木伐採業務	1 本あたり
(5) 樹木発生材処理業務	1 kg あたり
(6) 防草シート設置業務	1 m ² あたり

3 業務内容

(1) 伐開清掃業務

伐開清掃業務とは、上下水道局が管理する水路用地等の除草作業と、散在する塵芥（空き缶、木片など、塵芥量が1,000 m²あたり1 m³/未満の場合）をビニール袋等に拾い集め現場外に搬出する作業を、合わせて行うものである。

(2) 堆積塵芥収集業務

堆積塵芥収集業務とは、堆積した塵芥（塵芥量が1,000 m²あたり1 m³以上の場合）を人力により収集・集積・現場外搬出する作業である。

(3) 樹木剪定業務

樹木剪定業務とは、上下水道局が管理する水路用地等内の樹木の高木剪定作業を行うものである。また、本業務で行う高木剪定は基本剪定とし以下のやり方とする。

ア. 基本剪定は、樹木の骨格作りを目的とするもので主に冬季剪定に適用する。密生した枝や不要な枝を整理し、維持管理上必要とされる大きさに樹形を整えることを原則とする。

イ. 基本剪定は、常緑樹の幹周（30cm～59cm）を基準とする。

樹種や幹周が異なる場合には別紙「換算表」にて計上すること。

(4) 樹木伐採業務

樹木伐採業務とは、上下水道局が管理する水路用地等内の樹木の伐採作業を行うものである。

ア. 伐採（切倒し）は枝や幹を適切な箇所切断し、周囲の安全に配慮して行うものである。幹周の基準値は（20cm～29cm）とする。

イ. 伐採（吊し切り）は、ロープ等の牽引具を用いて切った枝や幹を所定の位置に誘導しながらおろす作業のことである。幹周の基準値は（30cm～59cm）とする。

(5) 樹木発生材処理業務

樹木発生材処理業務とは、上記(3)・(4)の作業により生じた発生材を処分先まで運搬処理することである。

(6) 防草シート設置業務

防草シート設置業務とは、上下水道局が管理する水路用地等内に防草シートを設置することである。

ア. 防草シート設置には、固定ピンとワッシャーの材料費、設置費共に含む。

イ. 平面部とは、1:2.0以下とする。

4 履行条件

本委託の履行にあたっては、下記の条件を満たしていること。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められている、神奈川県知事、あるいは横須賀市長の産業廃棄物収集運搬業の許可（廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）を得ていること。
- (2) 局の指示する緊急時は迅速な対応が出来ること。

5 作業内容

- (1) 本業務は、横須賀市下水道土木工事共通仕様書に従い実施すること。ただし、本特記仕様書に記載された事項は、横須賀市下水道土木工事共通仕様書に優先するものとする。
- (2) 業務施行にあたり、作業着手前に伐開清掃指定か所の「実施計画書」を作成し、局監督員の承諾を得て作業を行うこと。
また、緊急作業が必要な場合は「緊急指示書」により指示するので、概ね7日以内に作業に着手すること。
- (3) 伐開清掃業務には散在塵芥収集作業が含まれているため、伐開を行った全ての区域について塵芥を収集すること。
- (4) 塵芥量が多い（塵芥量が1,000 m³あたり1 m³以上）場合は、堆積塵芥収集業務として作業を行うこと。
- (5) 構造物等に隣接した場所を伐開清掃する場合は、構造物等を損傷させないように人力にて作業を行うこと。
- (6) 伐開した雑草は、積替保管施設（長坂5-3656）へ運搬し処理すること。
- (7) 塵芥収集で発生した産業廃棄物は、指定の処分業者事業場に運搬すること。
- (8) 剪定・伐採した枝や幹はチップ化作業場（横須賀緑化造園協同組合 神明町1）まで運搬し処理すること。また、伝票等の写しを報告書に添付し提出すること。
- (9) チップ化作業場へ持ち込む1台あたりの発生木材の重量は、2t積トラック1台あたり1,133kgとする。

6 完了届

月末締めをもって速やかに報告書類とともに「完了届」を提出すること。

委託代金の請求は、業務完了後に行うこと。

7 報告書類

作業の実績について、月ごとに「報告書類」を作成し提出すること。

- (1) 位置図 作業場所が分かる位置図を作成すること。
- (2) 平面図 平面図は作業を管理する点、写真撮影の位置と方向を記入すること。
- (3) 集計表 計算表よりもとめられた作業数量を集計し、契約数量、累計数量、残数量とともに表示すること。
- (4) 計算表 伐開清掃業務については、面積計算表を作成すること。ただし、面積には繁茂率を乗じること。堆積塵芥収集業務については、容積を計算すること。
- (5) 写 真 写真は、委託名、作業場所、日付、請負者名が入った黒板とともに、状況写真と出来高管理写真と分けて撮影すること。状況写真は、同一箇所から作業前・作業中・作業後を一組とし、原則として上流からか下流に向かって撮影すること。
出来形管理写真は、幅、延長などが分かるように撮影すること。また、堆積塵芥収集業務については、集積された塵芥の容積を算出する縦、横、高さがわかる写真を撮影すること。
写真はサービス版カラー写真で、写真帳はA4版とする。
- (6) 産業廃棄物の収集運搬
混合廃棄物の収集運搬については、それぞれの運搬に応じたマニフェストB2票とともに報告すること。

8 賠償責任及び補償

- (1) 請負者は、下水道施設に損害を与えた時は、直ちに局監督員に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに現状復旧すること。
- (2) 請負者は、作業にあたり、万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた場合は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

9 機密保持

この業務に関連して業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

10 協議

この仕様書に記載されていない事案が生じた場合は、事前に局監督員と協議のうえ承諾を得て施工するものとする。

11 その他

受託者は、本委託を一括して他人に請け負わせてはならない。

【換算表】

基本剪定

基準値：常緑樹の幹周 30cm～59cm

幹周	換算値(本)		
	常緑樹	落葉樹	針葉樹
30cm未満	0.7	0.2	0.7
30cm～59cm	1.0	0.5	1.1
60cm～89cm	1.6	1.0	2.2
90cm～119cm	2.6	2.6	4.7
120cm～149cm	4.9	4.9	10.0
150cm～179cm	8.3	8.3	15.0
180cm～209cm	12.0	12.3	20.0
210cm～239cm	16.0	16.6	25.3
240cm～269cm	20.3	21.6	30.3
270cm～299cm	25.0	26.7	35.4

伐採(切倒し)

基準値：幹周 20cm～29cm

幹周	換算値(本)
20cm未満	0.6
20cm～29cm	1.0
30cm～59cm	3.8
60cm～89cm	9.5
90cm～119cm	18.1

伐採(吊し切り)

基準値：幹周 30cm～59cm

幹周	換算値(本)
20cm～29cm	0.1
30cm～59cm	1.0
60cm～89cm	1.8
90cm～119cm	3.0
120cm～149cm	4.4
150cm～199cm	6.4
200cm～249cm	9.0

南伐開清掃指定か所一覧表

番号	所在地	延長 (m)	特性		指示事項
			詳細	区分	
G 久里浜行政センター管内					
G1	舟倉737	60	水路敷き通路、 空地 (G18bと隣接)	重点	
G2	舟倉6～久比里1-5	55	要望頻繁に有	要多	
G3	久里浜1-13	80	フェンスで囲んだ水路敷き	重点	
G4-a	久里浜2-9～11 (久里浜中学校～県営久里浜ハイツ)	160			
G4-b		100			
G5	久里浜2-9～24	90			
G6	久里浜2-15～16	220	学校グラウンドと家屋の間		
G7-a	久里浜3-9～12	190			
G7-b		160			
G8	久里浜3-28～29	65			
G9	久里浜5-13	160			
G10	久里浜5-4～12	360	一部フェンスで囲んだ水路敷き有 最下流部にシトビノ植栽有	重点	
G11	久里浜7-3	60	消防により定期的清掃有		
G12	ハイランド1-23	25	水路敷き空地	重点	
G13	神明町407	100	学校、公園に合わせて草刈り要望有		
G14	神明町58-407	670			
G15	若宮台29	120			
G16	久比里2-1	180			
G17	久比里2-17～512	240			
G18-a	池田町4-18～舟倉1-1	620	一般者車両通行有		
G18-b	舟倉1-2	100	G1と隣接		
G18-c	舟倉2-4	280	道路植樹帯は水路敷き	重点	
G18-d	池田町4-4～舟倉2-3	950	管理用通路	要多	
G18-e	舟倉2-2	170	3面張り上部に若干地面有		
G19	池田町5-1	70	水路＋通路有		
G20	池田町5-6	120			
G21	池田町1-33～2-6	570	3面張		
G22	久村111～405	590	ホタル生息		指示以外は作業禁止
G23	佐原5-13～16	300			
G24	舟倉396～641	200			

南伐開清掃指定か所一覧表

番号	所在地	延長 (m)	特性		指示事項
			詳細	区分	
G25-a	佐原5-28-37~5-23-28	160			
G25-b		290			
G25-c		140			
G26	久里浜1-5-1			重点	
G27	内川1-1-27				
G28	池田町1-36		池田町1丁目B号調整池		
G29	舟倉1-9-9			要多	
G30	ハイランド3-44-5		旧ポンプ場の上敷敷地	重点	
G31	久里浜8-16		道路横水路		
H 浦賀行政センター管内					
H1-a	浦賀1-62~2-75	320			
H1-b	浦賀2-3-1~1-12	170			
H1-c	浦賀1-12-1~12	100			
H1-d	浦賀3-15-1~18-36	350			
H2	浦賀6-1-1~19-41	450			
H3	東浦賀1-21~24	60			
H4	東浦賀1-70~2-1	95			
H5-a	西浦賀4-9	55			
H5-b	西浦賀4-15~5-36	560			
H6	鴨居3-25	110			
H7	鴨居2-14	170			
H8	西浦賀1-41~3-85	1230			
H9	鴨居2-18~2-4	410			
H10	西浦賀4-1	49	フェンスで囲んだ水路敷き	重点	
H11	吉井4-27		4号雨水調整池	重点	
H12	小原台60	49			
H13	浦賀5-19-9		水路敷き通路	重点	
I 北下浦行政センター管内					
I1	野比3-24	125			
I2	野比5-3-1	66	野比第1水路		
I3	長沢3-30	23	水路用地	重点	
I4	野比4-2~野比1-14		GS裏水路敷き含む 反対側の高木は民有地		

南伐開清掃指定か所一覧表

番号	所在地	延長 (m)	特性		指示事項
			詳細	区分	
I5	長沢4-18~29				
I6	野比4-2		沼の池堰 ツツジ類の剪定を含む		
I7	野比1-30-44				
I8	野比4-16				
J 西行政センター管内					
J1	佐島1-7~17	70	3面張		
J2	佐島2-18	53			
J4	秋谷1-23-14~芦名1-19-2	577			
J5	太田和2-10-6~12	75	太田和2丁目地内水路		
J6	武1-32~34	358		要多	
J7-a	武3-25	100			
J7-b	林3-5	50	3面張上部土 歩道部（道路用地）		
J7-c	林2-6~5	250		要多	
J8	長井1-29-2~10	47	武川の管理用通路 毎年、要望有	重点	
J9	長井6-25-2~14	100			
J10	長井2-1~1-15	488			
J11	長井2-1				
J12	長井2-5				
J13	長井1-11				
J14	秋谷2-19-21				
J15	林1-11				

産業廃棄物処理作業（混合廃棄物）特記仕様書

[収集・運搬(積替なし)用]

本仕様書は、委託者（以下「甲」という。）から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して、次のとおり定める。

（目的）

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、甲から排出される産業廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従って、適正に処理することを目的とする。

（委託内容）

第2条 乙は、自らの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを契約書に添付しなければならない。なお、許可事項に変更があったときも同様とする。

2 甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類及び予定数量は、次のとおりとする。

種類：廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・
コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の混合廃棄物

数量：1 t（予定数量）

3 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、甲の指定する別紙の処分業者の事業場に搬入する。

4 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行ってはならない。

5 乙は、第3項に指定する事業場以外では、甲から委託された産業廃棄物を処分するための保管を行ってはならない。また、第3項に指定する事業場において保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、履行期間内に確実に処分できる範囲で行うものとする。

6 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、履行期間中に収集・運搬業務を他人に委託する必要がある場合、乙は、書面による甲の承認を得て、法令の定める再委託基準に従うことにより、収集・運搬業務を再委託することができる。この場合において、乙は、甲の要求があったときは、この再委託を乙の責任において解除しなければならない。

7 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬にあたり、必要に応じて日時等を指示する。

8 乙は、甲又は甲の指定する職員の指示に従い、この業務を履行しなければならない。

9 甲は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェスト伝票に必要事項を記入し乙に交付する。

（義務と責任）

第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、次の事項についてあらかじめ乙に提供するものとする。

- (1) 産業廃棄物の性状及び荷姿
- (2) 通常の保管状況での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- (3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障
- (4) その他取扱う際に注意すべき事項

2 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないように注意する。万一混入したことを知り得たときは、直ちに乙に通知しなければならない。

第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分施設における荷降ろし作業が完了するまで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生し

た損害（第三者に及ぼした損害を含む。）が生じたときは、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

2 乙は、甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、マニフェストB 2票で代えることができる。

（検査等）

第5条 乙は、この業務が完了したときは、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果、不合格のものがあるときは、甲の指定する期日までに速やかに履行しなければならない。

（契約の解除）

第6条 甲、乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該産業廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、この契約は解除できない。

（協議）

第7条 この契約に定めのない事項については、上下水道局契約規程（平成16年横須賀市上下水道企業管理規程第11号）によりその例によることとされている契約規則（平成19年横須賀市規則22号）に基づく甲の指示によるものとする。

2 前項の指示により難いとき又はこの契約に疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して決定する。

(仕様書第2条第3項関係)

処分又は再生を行う事業場

1 処分先 (中間処分又は最終処分)

事業場の名称 : 環境衛生管理 株式会社
所在地 : 横須賀市長沢5-3241番地
処分の方法 : 中間処分
施設の処理能力 : 破碎施設 (4.64 t/日)

2 再生先

事業場の名称 : _____
所在地 : _____
再生の方法 : _____
施設の処理能力 : _____

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管にあたっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第3条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、横須賀市個人情報保護条例第14条（受託者等の責務）、第32条及び第33条（罰則）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(再委託の禁止等)

第9条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方

(2) 再委託を行う業務の内容

(3) 再委託で取り扱う個人情報

(4) 再委託の期間

(5) 再委託が必要な理由

(6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者

(7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

(立入調査等)

第10条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は乙の事務所に立ち入ることができる。

2 乙は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(補則)

第12条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。

南伐開清掃・樹木剪定業務委託

横須賀市公共下水道区域

